

議案第9号

交野市一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について

交野市一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

条例案……別記

令和7年2月21日提出

交野市長 山本 景

提案理由 緊急消防援助隊として出動した職員に支給する特殊勤務手当について新たに定めたいため。

交野市一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例案

交野市一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

交野市一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例（平成11年条例第25号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

第5号	死獣処理作業従事手当	犬、猫等の死体の処理作業に従事した職員	一件につき 300円
第6号	消防職員業務従事手当	交代制勤務として夜間勤務に従事した職員	1回につき 450円
		機関業務に従事した職員	1当務につき 200円
		水火災で出動した職員	1件につき 200円
		救急等で出動した職員	1件につき 100円
		救急救命士の資格を有し、その業務に従事した職員	1当務につき 700円

」

を

「

第5号	死獣処理作業従事手当	犬、猫等の死体の処理作業に従事した職員	1件につき 300円
第6号	消防職員業務従事手当	交代制勤務として夜間勤務に従事した職員	1回につき 450円
		機関業務に従事した職員	1当務につき 200円

		水火災で出動した職員	1件につき 200円
		救急等で出動した職員	1件につき 100円
		救急救命士の資格を有し、その業務に従事した職員	1当務につき 700円
		緊急消防援助隊として出動し、その業務に従事した職員	日額 2,000円

」

に改め、同表に備考として次のように加える。

備考 緊急消防援助隊として出動し、その業務に従事した職員に対する消防職員業務従事手当を支給する場合は、他の消防職員業務従事手当は支給しない。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。